

陸送自動車等自動車保険

< 保険の概要 >

本保険は、株式会社オン・ザ・ロードが委託を受けて輸送する陸送自動車を引き取ったときから、委託主または委託主の指定する第三者に引き渡すまでの間の事故による損害(対人・対物事故、車両事故)に保険金をお支払いするものです。

< 保険金額 >

対人:無制限 対物:無制限(免責1万円) 車両:時価(免責10万円)*代車費用は含まれていません。

< 保険金をお支払いする主な場合 >

対人賠償保険	<p>ご契約のお車を運転中等の事故により他人の生命または身体を害し、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、被害者1名につきそれぞれ保険金額を限度に対人賠償保険金をお支払いします。なお、自賠責保険等により支払われる金額を超える部分に限りです。</p> <p>また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。</p> <p>・損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・示談交渉費用・争訟費用</p>
対物賠償保険	<p>ご契約のお車を運転中等の事故により他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、保険金額を限度に対物賠償保険金をお支払いします。なお、免責金額を設定した場合には、損害賠償額から免責金額を差し引いてお支払いします。</p> <p>また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。</p> <p>・損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・落下物取片づけ費用・原因者負担費用・示談交渉費用・争訟費用</p>
車両保険	<p>衝突、接触等の事故によりご契約のお車に損害が生じた場合に、損害の額(修理費等)から免責金額を差し引いた額(注1)について、保険金額(注2)を限度に車両保険金をお支払いします。</p> <p>また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。</p> <p>・損害防止費用・権利保全行使費用・運搬費用(注3)・盗難引取費用(注3)・共同海損分担費用</p> <p>(注1)全損の場合は免責金額を差し引かずにお支払いします。</p> <p>(注2)保険金額は、陸送自動車の場合「時価(整備、修理または架装を施した場合はその費用を含みます。)」となります。</p> <p>(注3)運搬費用、盗難引取費用は、それぞれ保険金額の10%または15万円のいずれか高い額を限度とします。</p> <p>※ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合、盗難によって生じた損害については、車両保険金をお支払いしません。</p>

< 保険金をお支払いしない主な場合 >

対人賠償保険	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険契約者、被保険者の故意によって生じた損害 ○ 地震・噴火またはこれらによる津波、台風・洪水・高潮によって生じた損害 ○ 戦争・外国の武力行使・暴動、核燃料物質等によって生じた損害 ○ 第三者との約定により加重された損害賠償責任を負うことによって生じた損害 ○ ご契約のお車を競技・曲技のため等に使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害 ○ 次のいずれかに該当する方の生命または身体が害されたことにより、被保険者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害 <ul style="list-style-type: none"> ・ 記名被保険者・ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者 ・ ご契約のお車を運転中の方の父母またはお子さま。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限りません。 ・ 被保険者の配偶者・被保険者の父母またはお子さま。ただし、被保険者またはその配偶者と同居している場合に限りません。 ・ 被保険者の業務に従事中の従業員 ・ 被保険者の使用者の業務に従事中の同僚。ただし、被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合に限りません。
対物賠償保険	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険契約者、被保険者の故意によって生じた損害 ○ 地震・噴火またはこれらによる津波、台風・洪水・高潮によって生じた損害 ○ 戦争・外国の武力行使・暴動、核燃料物質等によって生じた損害 ○ 第三者との約定により加重された損害賠償責任を負うことによって生じた損害 ○ ご契約のお車を競技・曲技のため等に使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害 ○ 次のいずれかに該当する方の所有・使用または管理する財物が損害を受けたことにより、被保険者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害 <ul style="list-style-type: none"> ・ ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者 ・ ご契約のお車を運転中の方の父母またはお子さま。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限りません。 ○ 他のご契約のお車が損害を受けたことにより、被保険者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害
車両保険	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた損害 ○ 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ○ 戦争・外国の武力行使・暴動、核燃料物質等によって生じた損害 ○ 国・公共団体の公権力の行使、詐欺・横領によって生じた損害 ○ ご契約のお車を競技・曲技のため等に使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害 ○ 欠陥・摩滅・腐し・錆びその他自然消耗、故障損害 ○ 取り外された部分品・付属品に生じた損害、定着されていない付属品の単独損害、タイヤの単独損害、法令により禁止されている改造を行った部分品・付属品に生じた損害 ○ 無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合に生じた損害 ○ 風害・水害・雪害またはひょう害による損害(注) <p>(注)「販売用自動車の風水害・ひょう害(車両損害)対象外特約」が自動的にセットされます。</p>

上記のほか、すべての補償・特約について、以下により生じた損害または傷害に対しては、保険金をお支払いしません。

- ・ ご契約のお車に危険物(注1)を業務(注2)として積載すること、またはご契約のお車が、危険物(注1)を業務(注2)として積載したけん引自動車けん引すること
- ・ 通常の陸送の過程を著しく逸脱した用途に使用すること

(注1)危険物

道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条(用語の定義)に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第2条(定義)に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条(定義)に定める毒物もしくは劇物をいいます。

(注2)業務

家事を除きます。